

札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例案
平成30年(2018年)9月25日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例(平成24年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「及び」を「、第8項及び」に改め、同条第6項中「介護
老人保健施設」を「養護老人ホーム、介護老人保健施設」に改め、同条第8項
ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号の生活相談員である主任生活相
談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、
1以上置くものとする」に改め、同条第11項ただし書中「サテライト型養護
老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護(札幌市指定居宅サー
ビス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関
する条例(平成25年条例第8号)第238条に規定する外部サービス利用型
指定特定施設入居者生活介護を除く。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介
護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(札幌市指定居宅サービス等
及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例第390条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活
介護を除く。)を行う養護老人ホーム」を加え、同条第13項中第4号を第5号
とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1
号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士、調理員又は事務員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、養護老人ホームの職員の配置の基準を緩和するため、本案を提出する。